

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山形地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 11 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 57 年 12 月まで
② 昭和 60 年 11 月

年金事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間①当時、私はアルバイトをしていたが、厚生年金保険には加入していなかったため、国民年金に加入し保険料を納付していた。また、申立期間②についても、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未納又は未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録により、申立人が納付した昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料 3 万 3,700 円は、被保険者資格の喪失を理由に還付された事実が確認できる。

しかし、申立人は、当該期間のうち、昭和 60 年 11 月については、被用者年金の被保険者であった記録は確認できず、国民年金の強制加入被保険者となる期間であったと考えられ、保険料を還付する理由が見当たらないことから、国民年金保険料の納付済期間とすることが妥当である。

一方、申立期間①について、申立人は、「昭和 60 年 8 月に A 市から B 区に住所を異動し、B 区役所において転入の手続した際に国民年金に加入した。」と供述しているところ、申立期間①当時に国民年金の加入手続をした記憶は無いとしている上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている任意加入者に係る被保険者資格取得日から、申立人が加入手続を行った時期は同年 8 月頃と推認されることから、申立人の供述と一致し

ており、これを前提とすれば、この時点では、申立期間①に係る国民年金保険料は、制度上、時効により納付することができない。

また、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人から保険料の納付状況を聴取しても、その納付に関する記憶が定かではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 11 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格取得日に係る記録を昭和48年11月11日に、資格喪失日に係る記録を49年4月4日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月11日から49年4月4日まで
② 昭和49年11月12日から50年3月10日まで
③ 昭和50年11月10日から51年3月7日まで
④ 昭和51年12月16日から52年3月16日まで
⑤ 昭和52年12月22日から53年3月8日まで
⑥ 昭和53年12月29日から54年3月11日まで
⑦ 昭和55年12月20日から56年2月19日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間は、株式会社Aにおいて季節労働者として勤務したはずであり、申立期間①の前年に当たる昭和47年11月7日から48年3月15日までの期間の厚生年金保険の加入記録はあるにもかかわらず、申立期間の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出のあった日記帳並びに株式会社Aの総務担当者及び同僚の供述から判断すると、申立人は冬期間の季節労働者として同社に勤務していたことが推認できる。

また、株式会社Aの総務担当者は、「当時の資料が無く詳細は分からないが、当時、季節労働者は数人程度しかおらず、全員を厚生年金保険に加入させてい

たと思う。」旨供述しているところ、申立人が同じ業務に従事していた季節労働者の同僚として名前を挙げた二人（夫婦）及びその家族一人は、申立期間①とほぼ同時期に、同社に係るオンライン記録において被保険者記録が確認できる上、当該同僚のうち供述を得られた一人は、「私が勤務した時期は厚生年金保険の加入記録があるので、当時は季節労働者全員を厚生年金保険に加入させていたと思う。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、前述の同僚の標準報酬月額の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは資料がなく不明としているが、申立期間①に係る同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和48年11月から49年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②から⑦までについては、申立人の日記帳並びに株式会社Aの総務担当者及び同僚の供述から、申立人は冬期間の季節労働者として同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、被保険者記録が確認できる18人に対し、申立人の勤務実態等について照会したところ、8人から回答を得られたが、当該期間における厚生年金保険の控除に関する具体的供述は得られなかった。

また、当該事業所に係るオンライン記録において、同時期に季節労働者とみられる短期間の厚生年金保険被保険者が確認できないことから、季節労働者に係る厚生年金保険の取扱いは不明である。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山形国民年金 事案 367 (事案 72 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 7 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 7 月から 40 年 3 月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間について、納付した記録が無かったとの回答をもらった。しかし、国民年金制度発足前の説明会に母と二人で出席し、満 20 歳になった昭和 37 年*月から、母が、自分の国民年金保険料と併せて私の保険料を納付してくれていた。
申立期間について、母の保険料は納付の記録となっているのに、私の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、その母親が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続の時期や納付状況が明確ではないこと、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 2 月 8 日に払い出されていることが確認できるが、この時点では、申立期間の一部は、時効により納付できない期間である上、申立人は 43 年 3 月までの期間については住所を異動しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、iii) 申立人が、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張しているその母親は既に亡くなっていることから、申立人の保険料を納付していたことを裏付ける証言を得ることができなかったこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 3 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

その後、申立人は、申立期間とほぼ同時期に姉の国民年金の記録も未加入

になっていることから、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているが、当該事情は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 368 (事案 314 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 57 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 57 年 5 月まで

申立期間について、年金記録の訂正は認められないとの通知を受けたが、申立期間当時、A 市にある B 事業所に勤務しながら、国民年金に加入し、保険料を納付していたはずであり、当該期間について未納とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長女が、申立人の納付記録 (年金記録) の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A 市における国民健康保険の加入履歴によれば、申立人は、平成 4 年 4 月 1 日に C 町から A 市に転入し、同保険に加入していることが確認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿には、「不」(不在: 転入届が未提出の場合や住民票異動が無いが住所不明の場合で、納付書の発行が困難である者) の押印があることから、申立期間当時、住所が置かれていた C 町では不在被保険者として管理されていたものと推認できること、ii) オンライン記録上、申立人が死亡した後の 20 年 12 月 2 日付けで、厚生年金保険被保険者期間 (昭和 42 年 8 月 1 日から 47 年 3 月 11 日まで) の加入記録が統合され、これに伴って国民年金の資格得喪記録が追加されたことが確認できる上、申立人の所持していた年金手帳によると、42 年 8 月から 43 年 3 月まで申請免除の手続をしたことが確認できるが、その後の住所変更等についての記載は無いため、引っ越し後も国民年金の資格得喪手続又は住所変更手続を行わなかったものと推認できること、iii) 申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 6 月 2 日

付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人の長女は、前回の審議結果に納得できないとし、今回、再申立てを行っているが、国民年金保険料を納付していたことを示す新たな資料の提出や周辺事情は無く、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年5月30日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、昭和19年4月からA株式会社B事業所に勤務しており、申立期間について、厚生年金保険に未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な記憶及び申立人の同窓生等の供述から、申立期間当時、申立人がA株式会社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社B事業所の後継事業所に対し、申立期間当時の申立人の厚生年金保険料の控除等について照会したところ、「資料が無く不明である。」旨回答しており、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入し、事業主により保険料を控除されていたことを確認できる関連資料等は得られなかった。

また、申立人が一緒に勤務したとする同僚は既に死亡している上、申立人は他の同僚に関する記憶が無いことから、申立内容を確認する供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年3月1日から同年6月15日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、高等小学校を卒業した後、昭和19年10月1日にA株式会社B事業所に正社員として入社し、20年8月30日に一旦退職した後、同年12月1日に再入社し、42年2月1日まで継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間のうち昭和21年5月1日以降の被保険者記録が確認できる同僚の供述から、申立人は、期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、当該被保険者名簿において、昭和20年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21年3月1日に同資格を喪失した後、同年6月15日に同資格を再取得しており、申立期間における被保険者資格が確認できない。

一方、当該事業所から提出のあった厚生年金台帳の記録では、申立人は昭和22年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したこととされており、被保険者名簿の記録と一致しないが、同事業所の事務担当者は、「当時の関係資料は当該台帳しか無く、それ以上のことは分からない。」旨供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いにつ

いて確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の前後を通じて被保険者記録が確認できる者 9 人の合計 12 人に対し、申立人の勤務実態等について照会したところ、10 人から回答を得られたが、申立期間における厚生年金保険料の控除に関する具体的な供述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 15 日から 36 年 5 月 1 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。
しかし、私は、昭和 32 年 7 月から 36 年 4 月まで A 事業所で働いていたので、申立期間について加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録において、昭和 32 年 7 月 25 日から 33 年 7 月 15 日までの期間、A 事業所における被保険者記録が確認できる一方、同期間には B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者手帳記号番号払出簿において被保険者記録が確認できるところ、申立人以外の複数の者についても、A 事業所に係るオンライン記録及び B 事業所に係る被保険者名簿における被保険者記録が一致することから、A 事業所と B 事業所は同一事業所であると考えられる。

申立人は、昭和 36 年 4 月まで A 事業所に勤務していたと申し立てているが、申立人の妻は、「夫とは昭和 35 年 10 月に結婚したが、その当時、夫は C 事業所に勤務していたと思う。」旨供述しているところ、C 事業所に係るオンライン記録において被保険者記録が確認できる同僚の一人も、「申立人の結婚式に参加した記憶がある。」旨供述していることから、申立人は、少なくとも同年 10 月以降は、同事業所に勤務していたことが推認できる。

また、オンライン記録によると、A 事業所は、昭和 34 年 4 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同日以降において適用事業所であった記録は確認できない上、同事業所に係る被保険者名簿において、同日まで被保険者資格を有していた同僚 28 人のうち、27 人が翌日から別の事業所

において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるところ、当該同僚のうち一人は、「34年4月頃にA事業所に勤務していた人は別の事業所で働くことになった。」旨供述していることから、同日以降、A事業所は、厚生年金保険の非適用事業所であったと考えられる。

さらに、申立人は「賃金の不払いなどもあり、A事業所を辞めた。」旨供述しているところ、複数の同僚は「賃金の遅配などがあり、昭和33年頃に10人くらいの従業員が辞めた。」旨供述している上、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が被保険者資格を喪失した同年7月15日の前後に被保険者資格を喪失した者が申立人以外に10人確認できるほか、同僚からは、申立人の申立期間における勤務実態等について具体的な供述は得られなかった。

なお、複数の同僚が異動したとする別の事業所及びC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は無い。

このほか、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

しかし、私は、昭和 52 年 10 月 21 日に株式会社Aに入社し、B株式会社に移籍するまで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は、同年 11 月 1 日からとされている。申立期間の厚生年金保険の加入の有無について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった従業員名簿によると、申立人の入社年月日は昭和 52 年 10 月 22 日と記載されており、申立人が同日から株式会社Aに勤務していたことは推認できるものの、同社では、「当時の社会保険関係の事務は株式会社Cで一括して行われていたが、平成 19 年に当該事業所は倒産し、関係資料は全て廃棄されているので詳細は分からない。」旨回答しており、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚4人、申立期間前後に株式会社Aにおいて厚生年金保険の資格を取得した者9人及びB株式会社において厚生年金保険の資格記録が確認できる者8人の合計21人に、申立人の勤務実態等について照会したところ、11人から回答を得られたが、全員が「申立人が申立期間に厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。」旨回答している上、オンライン記録において、申立人と同様に株式会社AからB株式会社へ移籍したとみられる同僚が3人確認できるものの、当該同僚からは回答が得

られなかった。

さらに、申立人から提出のあった従業員名簿に記載のある 45 人の入社日及び厚生年金保険の加入時期を検証したところ、そのうち 20 人について、記載されている入社日と厚生年金保険の加入日は相違していることから、当該事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の株式会社Aにおける雇用保険の加入記録は、昭和 52 年 11 月 1 日から 53 年 1 月 31 日までの期間とされており、厚生年金保険の記録と一致している。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年8月20日から36年11月1日まで
② 昭和38年10月1日から39年9月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は親方の紹介で、申立期間に妻と一緒にA株式会社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった申立期間当時の封書の宛名及び申立人の勤務に関する具体的な供述から、期間の特定はできないものの、申立人はA株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の後継事業所に申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について照会したところ、同事業所では、「申立期間当時の人事記録、退職者履歴等を確認したが、申立人が当社に在籍していた事実は見当たらない。当時、従業員が不足した場合は、一人親方に応援を要請しており、申立期間が2期間あることから、申立人は当社の一人親方に臨時に従事していたと思われる。」旨回答している。

また、当該事業所に係るオンライン記録において、申立期間同時に被保険者記録が確認できる者19人に対し、申立人の勤務実態等を照会したところ、回答を得られた10人のうち3人は、「当時、B地方からの臨時又は日雇いの従業員が多数勤務していた。臨時の従業員は事業所専属の親方が募集しており、厚生年金保険は正社員、嘱託及び常勤職員のみ加入させていた。」旨供述しており、申立期間について申立人が当該事業所に勤務し、厚生年金保険

料を控除されていたことを裏付ける供述は得られない。

さらに、申立人が一緒に勤務していたとする元妻についても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無く、元妻は「私は、申立期間②には一緒に勤務していない。また、申立期間①当時は、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」旨供述している。

このほか、申立期間について厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 8 月から 54 年 7 月まで
② 昭和 63 年 10 月から平成元年 9 月まで
③ 平成 5 年 10 月から 6 年 9 月まで

年金事務所に A 事業所に係る厚生年金保険の標準報酬月額について照会したところ、申立期間について、当時の給与月額と標準報酬月額が相違していることが分かった。

しかし、私は、在職期間中に給与月額が下がった記憶はなく、基本給も勤務年数に応じて昇給していたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所に対し、申立期間当時の申立人の厚生年金保険料控除の状況について照会したところ、「関係資料は既に廃棄済みのため不明である。」旨回答しており、申立内容を確認できる関係資料及び供述等は得られない。

また、当該事業所が加入する B 厚生年金基金に対し、同事業所に係る申立人の加入記録（加入員台帳）について照会したところ、同基金の加入期間及び厚生年金保険標準報酬月額は、オンライン記録と全て一致しているほか、不自然な記録の訂正等の形跡は認められない。

さらに、当該事業所に係るオンライン記録から、申立人とおおむね同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる 20 人のうち、所在が確認できた 10 人に対し、申立期間当時の状況について照会したところ、7 人から回答を得られたが、このうち 4 人は「自身の標準報酬月額の記録は正しい。」旨回答し、残る 3 人は「標準報酬月額の記録が事実と相違してい

るかは分からない。」旨回答しており、申立てを裏付ける証言等は得られない。

加えて、上記 20 人について、標準報酬月額の変移を調査したところ、各申立期間について、申立人と同様に、標準報酬月額がその前後の標準報酬月額と比べて減額されている者が複数確認でき、申立人の標準報酬月額のみが減額されたという事情は見当たらず、一連の記録に特段の不自然さはない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。